

特別講演

テーマ：指定規則の改定について—現状と課題—

鹿児島大学医学部保健学科

吉元 洋一

理学療法士の教育については、1966年に施行された理学療法士・作業療法士学校・養成施設指定規則（指定規則）で、教育内容等が指定されている。指定規則については、過去3回の改定が行われている。その主な内容は、詰め込み教育からの脱却や即戦力としての養成から、問題解決能力を備えた人材育成を目指したものである。さらに、時代の要請として高齢化社会に対応した人材育成も追加されている。1999年の第3回目の改正では、今までの改正とは異なり、科目の大枠のみを提示し、内容等についてはそれぞれの養成施設の裁量に任されることになり、いわゆるカリキュラムの大綱化が行われている。このように指定規則は時代背景とともに変遷しているが、内容についてはどうでしょうか。

カリキュラムの大綱化に伴い養成校では独自のカリキュラムで教育が行われているが、内容については担当教員に任されているのが現状である。内容については、理学療法ガイドライン（1版）が2010年4月に公開され、科目の内容ごとに到達レベルが紹介されているが、十分に活用されているのでしょうか。

そのため、本学会では、2014年9月に公表された平成28年度版理学療法士作業療法士国家試験出題基準を参考に、卒前教育の到達レベルについて検討作業を行っている。

今回、次年度に行われる指定規則の改定に向けて課題を整理し、理学療法士養成のあり方について議論したい。